

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不適合事象が対象になります。

平成18年7月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉蒸気供給系タイパ定時打ち出し時、局部出力領域モニタ（24-25A）の異常（ドリフト）表示が認められたため、当該モニタを点検・校正	D	
2	4号機	制御棒温度記録計盤において、電源ランプ（LED）の不点灯が認められたため、電源表示回路を点検・修理	D	
3	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）の出入口弁（V-37-3A・3D）において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（B）の出入口弁（V-37-3B・3E）において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	5号機	廃棄物処理系排ガス予冷器（B）において、出口温度の上昇が認められたため、当該予冷器を点検・修理	D	
6	5号機	屋外油ドレン処理建屋前ページング装置において、通話不能（CH. 1）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
7	集中環境施設	取水設備トラベリングスクリーン（B）の電動機点検時、カップリングとシャフト間の嵌合値に管理値外れが認められたため、当該シャフト部を修理	D	
8	集中環境施設	共用サプレッションプール水サージタンク（A）室北側除湿器において、ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
9	その他	海生物焼却設備脱臭炉下部において、ダストの詰まりが認められたため、当該部を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 「不適合の定義」 (JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為 (判断) とは異なる行為 (判断)

不適合管理グレード分け (不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで